

労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策番号Ⅲ-2-1)

添付資料

第12次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに厚生労働大臣が策定）。**第12次計画の期間は平成25年度～29年度。**

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- ・死亡者数：1,093人
- ・死傷者数：119,576人（3年連続増加）

- 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2.7倍以上）
- 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を**15%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者の数を**15%以上減少**

【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
建設業	26,299	17,073	-35.1%
製造業	38,323	28,291	-26.2%
第三次産業	43,053	51,850	+20.4%
小売業	12,187	13,099	+7.5%
社会福祉施設	2,411	6,480	+168.8%
飲食店	3,725	4,375	+17.4%
陸上貨物運送事業	15,319	13,834	-9.7%
全業種合計	132,330	119,576	-9.6%

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①
重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）
重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）
重点疾病ごとの数値目標（X型肝炎対策取組率80%以上など）

ポイント②
第三次産業を最重点業種に位置づけ

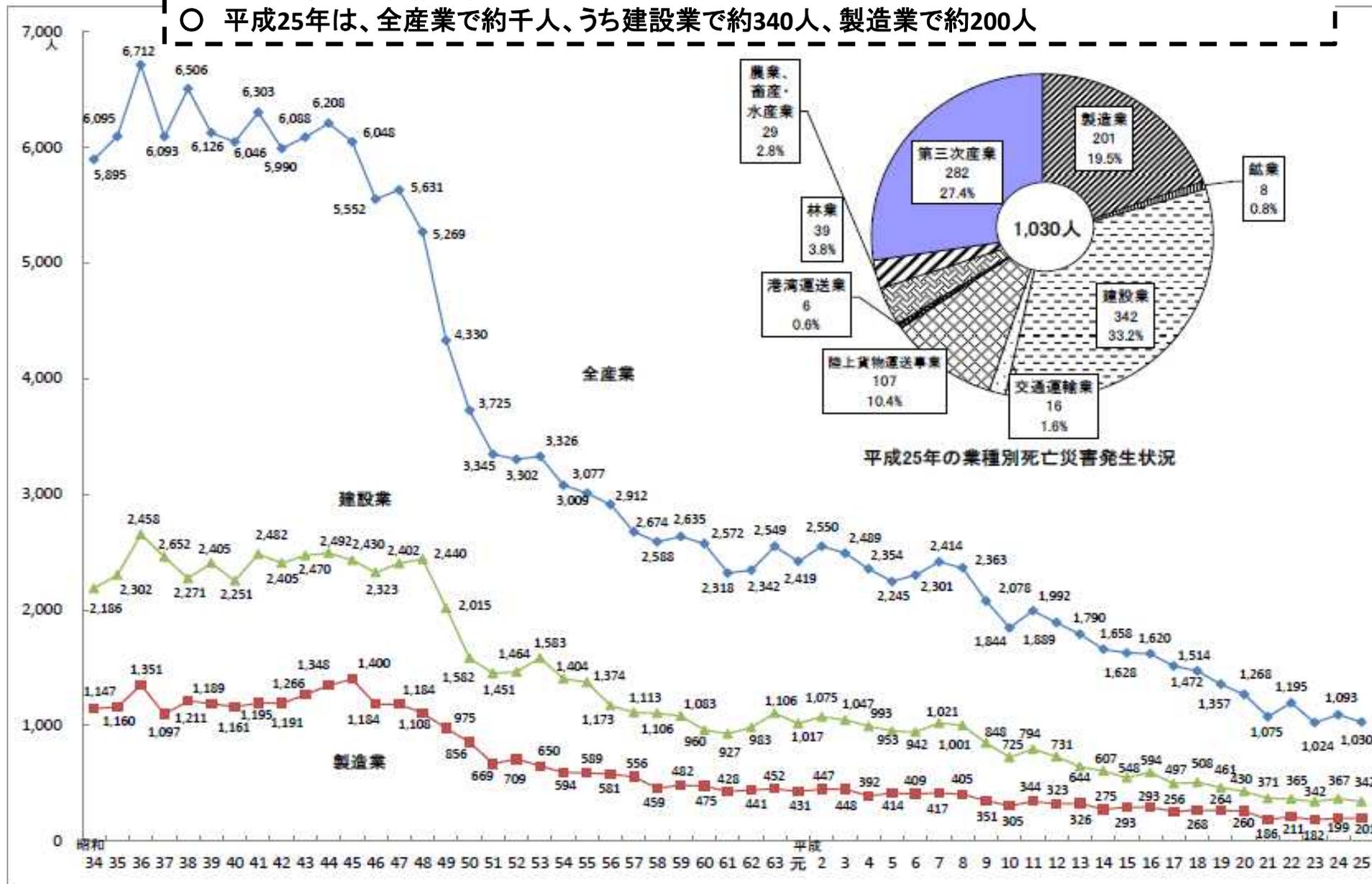
労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③
死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

死亡災害発生状況の推移

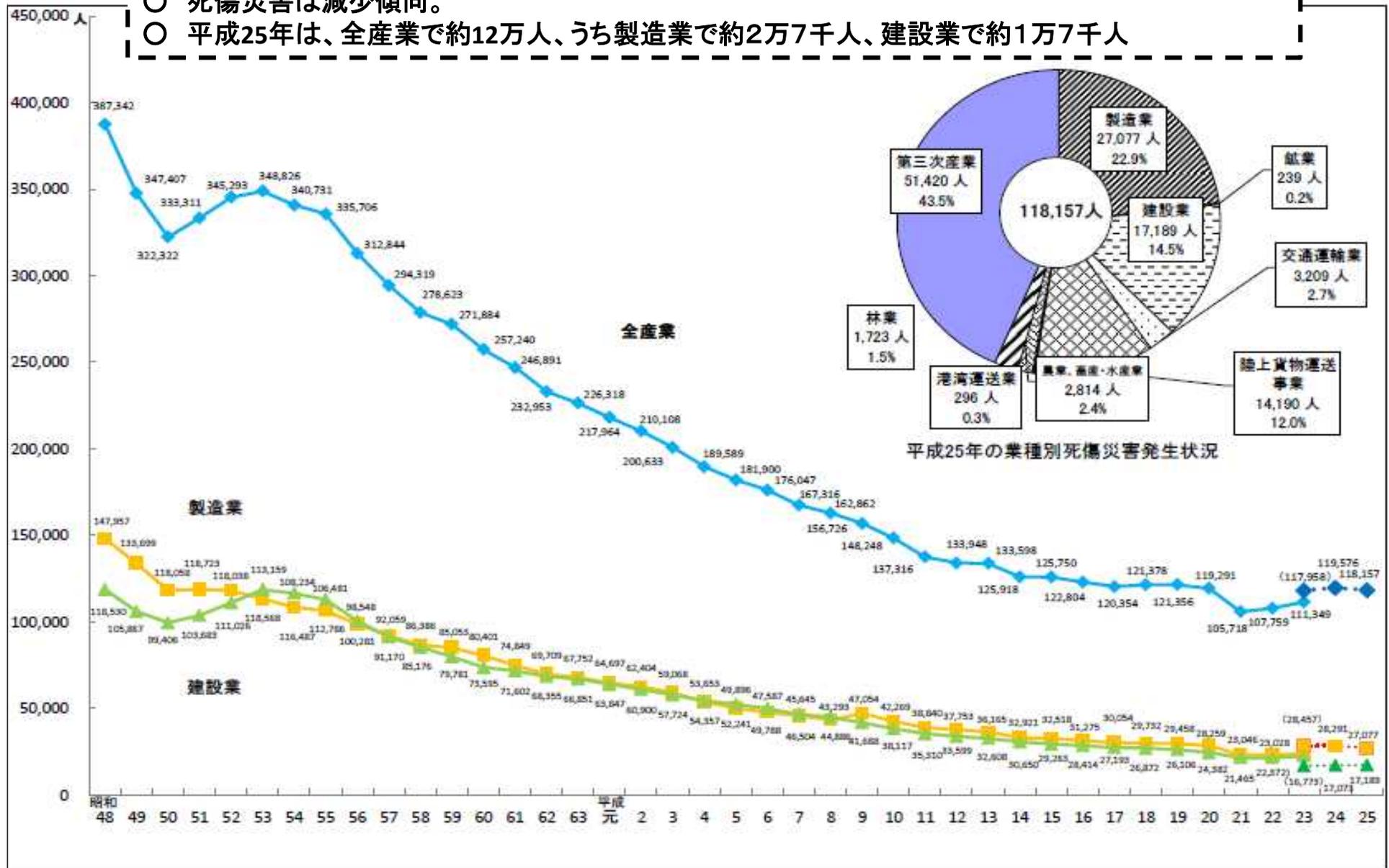
- 死亡災害は減少傾向。
- 平成25年は、全産業で約千人、うち建設業で約340人、製造業で約200人



死亡災害報告より作成
 ※平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者を除いた数

死傷災害発生状況の推移

- 死傷災害は減少傾向。
- 平成25年は、全産業で約12万人、うち製造業で約2万7千人、建設業で約1万7千人



平成23年までは労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非達)より作成
平成24年以降は労働者死傷病報告より作成

※1 休業4日以上の死傷者数
※2 平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者を除いた数